

南西諸島海域マチ類広域資源管理方針

令和 6 年 2 月 7 日

1 はじめに

南西諸島海域に広域に分布するマチ類 4 魚種（「アオダイ」、「ハマダイ」、「ヒメダイ」、「オオヒメ」）の資源を回復させるために、平成 17 年度（2005 年度）から平成 30 年度（2018 年度）の間、資源回復計画（平成 17 年度～平成 23 年度）や広域資源管理方針（平成 24 年度～令和 5 年度）に基づく取組（保護区の設定、小型魚保護等）を関係漁業者（関係漁連）、関係県、研究機関及び水産庁（九州漁業調整事務所）間において連携・協力して実施してきたところである。これらの取組の効果発現には長期間を要することから、今回、令和 6 年度以降の南西諸島海域マチ類広域資源管理方針を作成する。

2 資源の現状と広域資源管理の必要性

（1）資源の特性と資源水準等の現状

① 資源の特性

マチ類は我が国周辺では伊豆諸島及び紀伊半島以南の周辺海域、南西諸島海域に分布する熱帯系の魚である（図 1 参照）。

「マチ」とは沖縄県で使用される通称で、フエダイ科（約 17 種）、ムツ科（2 種）及びハチビキ科（3 種）の総称であり、鹿児島県では、ムツ、キンメダイ、メダイなども含めた「瀬物類」という呼称が一般的である。

本方針では、これらの中でも漁業者が特に重要魚種としているフエダイ科の「アオダイ」、「ハマダイ」、「ヒメダイ」及び「オオヒメ」の 4 魚種（以下「マチ類 4 魚種」という。）を対象魚種とした。

また、マチ類の主要漁場は沖合の水深 100m 以深の曾根付近であり、いわゆる「瀬付きの魚」であるが、成魚が曾根間を移動するか否かについては、一部の魚種については移動が示唆されているものの、現時点では明らかになっていない。また、卵稚仔や幼魚期の分散過程や分散範囲についても知見が乏しく、明らかになっていない。マチ類 4 魚種の呼称及び魚種別の生息及び漁獲水深は別表 1 のとおりである。

マチ類 4 魚種の 50% 成熟年齢（おおよその尾叉長）はアオダイが 2 歳（35cm）、ハマダイが 9 歳（67cm）、ヒメダイが 2 歳（25cm）、オオヒメが 2 歳（36cm）と推定され、南西諸島海域における産卵期は種によってわずかに異なるが、3～11 月であると推定されている。なお、アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメの成長は図 2 のとおり推定されている。

別表 1

魚種名	呼 称		水 深 (m)	
	鹿児島県	沖縄県	生 息	漁 獲
アオダイ	ホタ	シチューマチ	80～300	100～250
ハマダイ	チビキ、アカマツ等	アカマチ	110～500	200～380
ヒメダイ	イナゴ、コマツ等	クルキンマチ	100～400	100～300
オオヒメ	クロマツ、マルマツ等	マーマチ	70～350	100～300

② 漁獲量の推移

鹿児島市中央卸売市場におけるマチ類 4 魚種の水揚げ量は、昭和 63 年(1988 年)まではおよそ 800 トン前後で増減しつつ横ばい状態で推移していたが、昭和 64 年(1989 年)以降急激に減少に転じ、令和 3 年(2021 年)の水揚げ量は 141 トンで、昭和 44 年(1969 年)の最高値 1, 145 トンのおよそ 12%まで減少している(図 3 参照)。

沖縄県におけるマチ類 4 魚種の漁獲量は、平成 10 年(1998 年)までは 800 トンを超えていたが、その後、減少傾向に転じ、令和 3 年(2021 年)には 269 トンとなっている(図 4 参照)。

③ 資源水準と資源動向

南西諸島海域におけるマチ類 4 魚種の資源は、1980 年代後半から 1990 年代にかけて急激に減少し、平成 9 年(1997 年)以降の資源水準は 4 魚種ともに低位にある。資源の動向については、沖縄県八重山漁業協同組合所属船の 1 隻 1 航海あたりの漁獲量(C P U E)を資源量指標値とし、令和 5 年度の資源動向は、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメは横ばい、ハマダイは増加傾向であった(図 5 参照)。

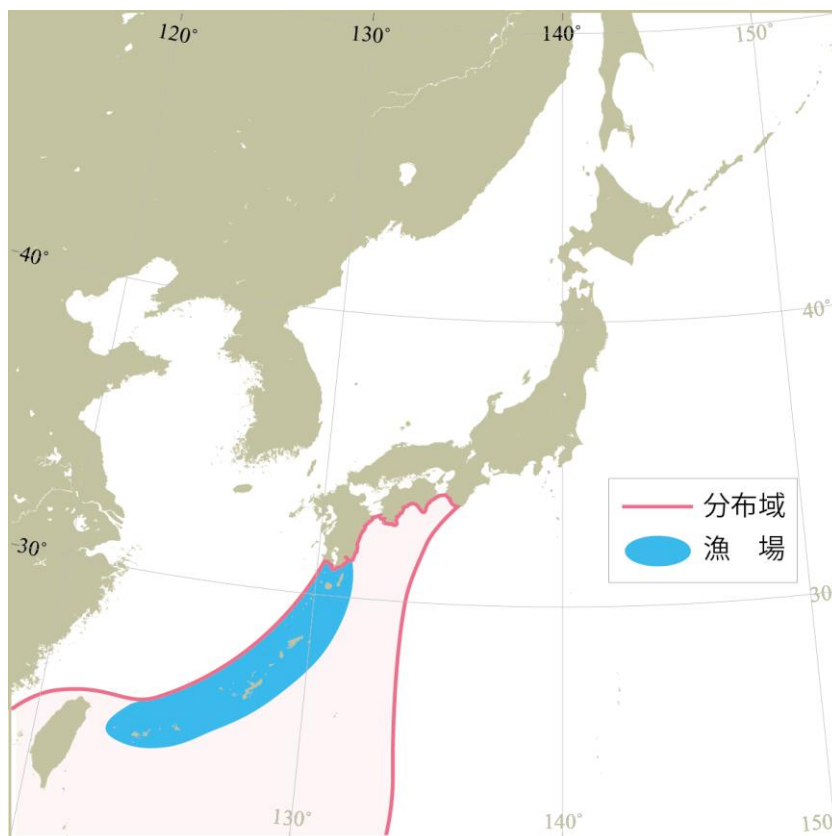
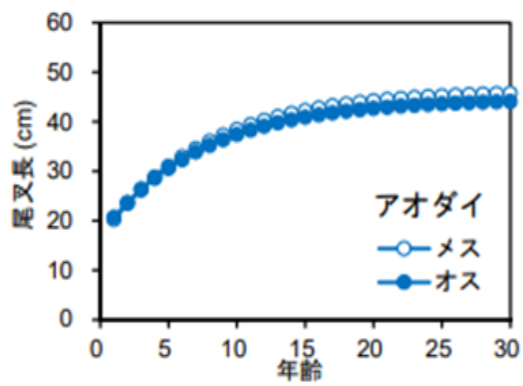


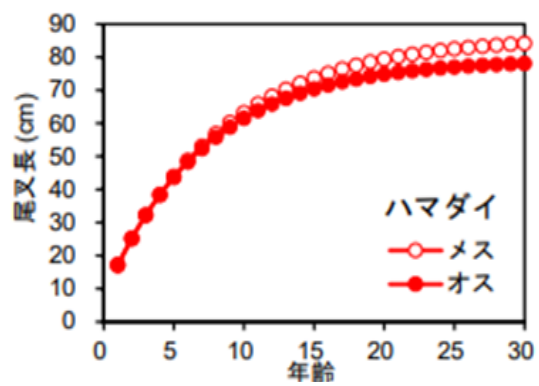
図 1 マチ類の分布及び漁場図

資料：「令和 5 年度我が国周辺水域の漁業資源評価」水産庁増殖推進部、

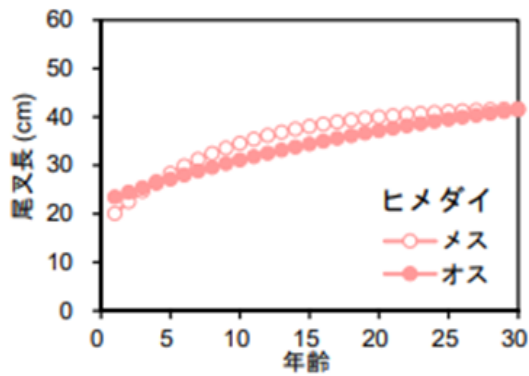
国立研究開発法人水産研究・教育機構作成



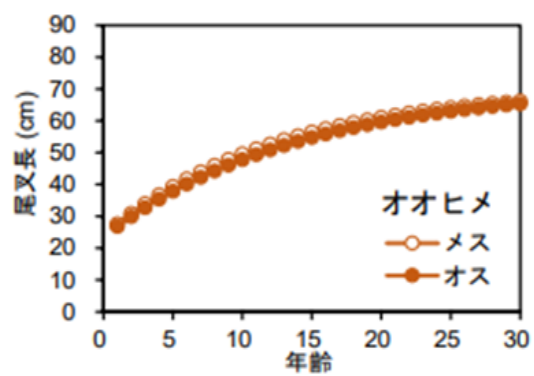
アオダイの成長曲線



ハマダイの成長曲線



ヒメダイの成長曲線



オオヒメの成長曲線

図2 マチ類4魚種の成長

資料：「令和4年度我が国周辺水域の漁業資源評価」水産庁増殖推進部、

国立研究開発法人水産研究・教育機構作成

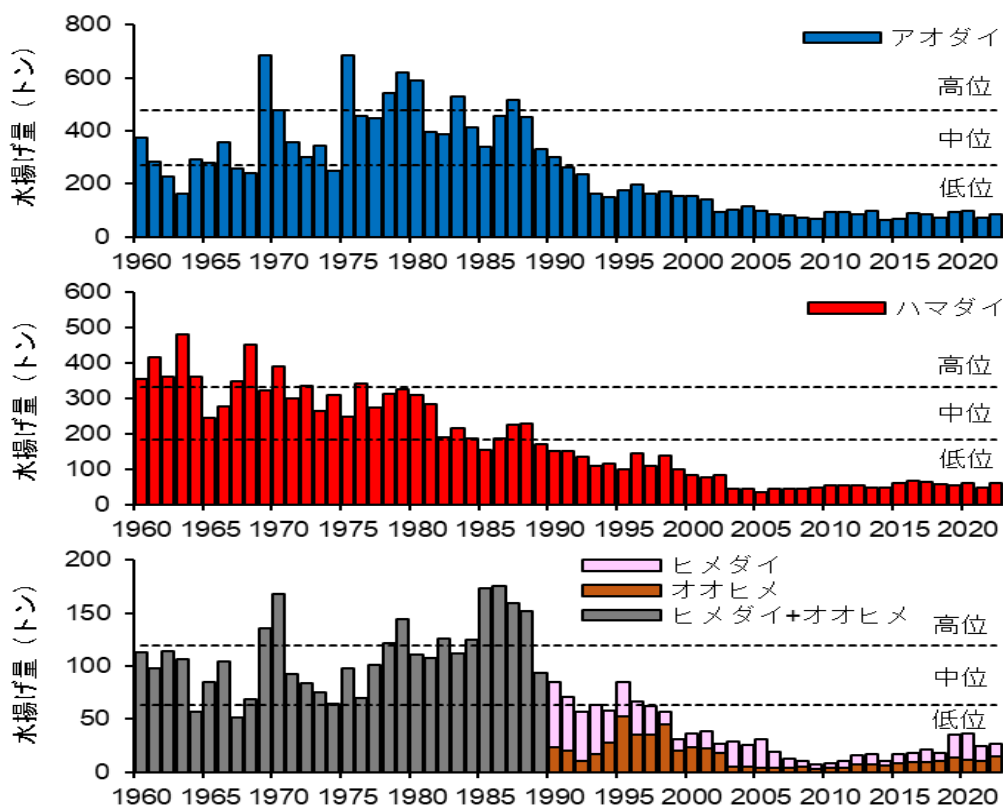
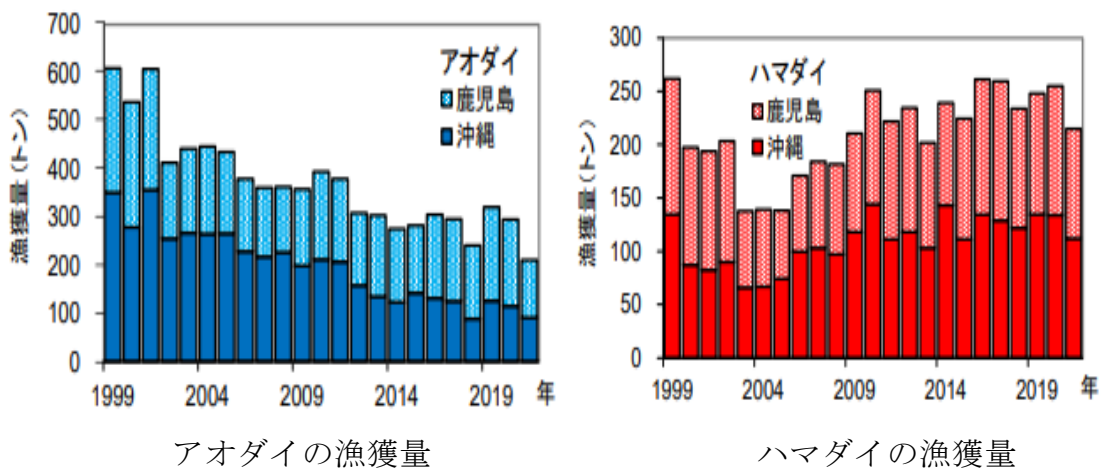


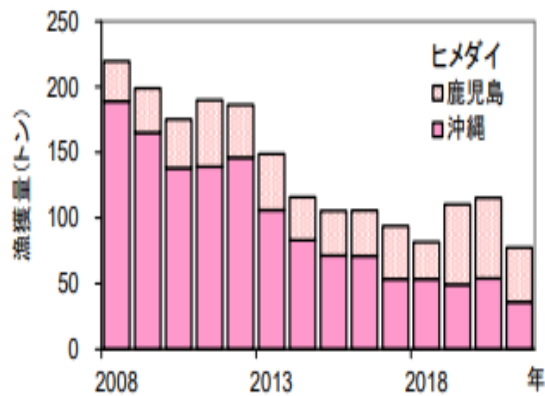
図3 鹿児島市中央卸売市場におけるマチ類4種水揚げ量の経年変化

資料：鹿児島市中央卸売市場のデータを基に水産研究・教育機構 水産資源研究所が作成。

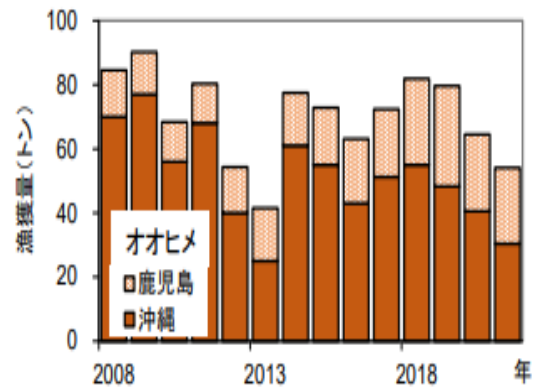


アオダイの漁獲量

ハマダイの漁獲量



ヒメダイ漁獲量



オオヒメ漁獲量

図4 マチ類の魚種別漁獲量の推移

資料：鹿児島県水産技術開発センターと沖縄県水産海洋技術センターのデータを基に、水産研究・教育機構 水産資源研究所が作成。

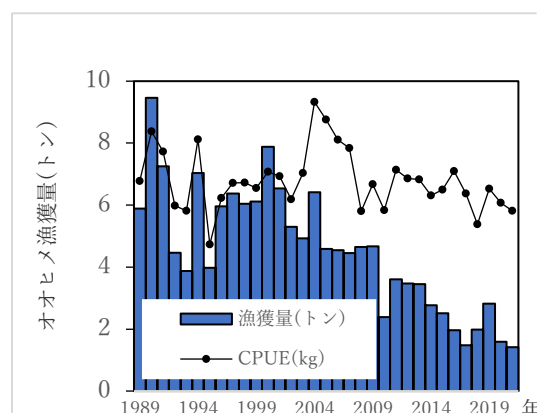
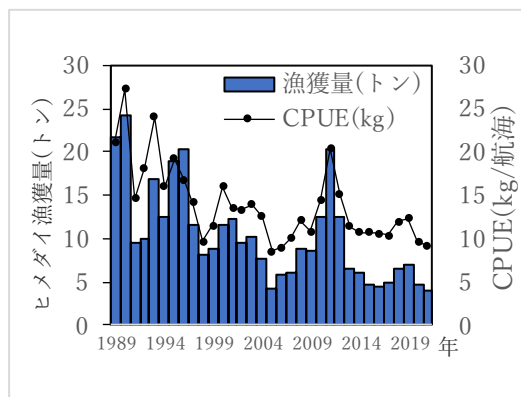
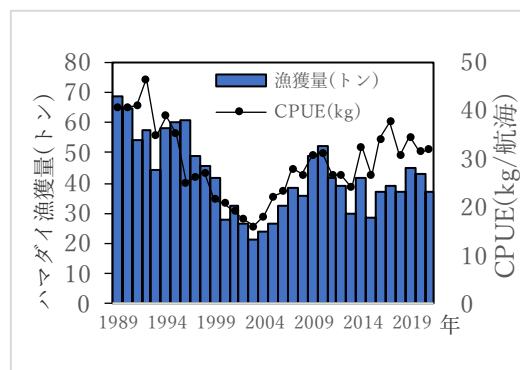
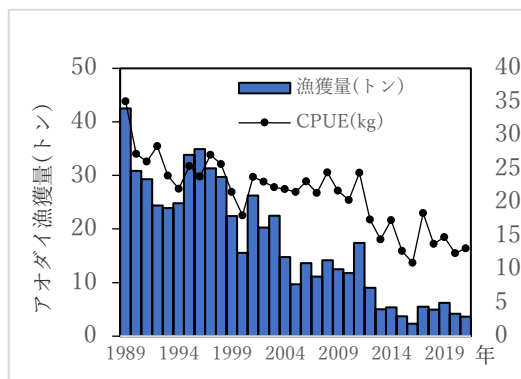


図5 八重山漁協所属船による漁獲量とCPUE

資料：「令和4(2022)年度マチ類(奄美諸島・沖縄諸島・先島諸島)の資源評価」

国立研究開発法人水産研究・教育機構のデータを基に事務局が作成

(2) 広域資源管理の必要性

南西諸島海域に広域に分布するマチ類4魚種の資源は、これまでの取組により維持回復を図ってきたが、依然として低位であると判断されるため、引き続き適切な資源管理の取り組みが重要である。

そのため、令和6年度以降も、引き続き関係漁業者、関係県、研究機関及び九州漁業調整事務所が連携・協力する「広域資源管理」の取り組みが必要である。

3 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

南西諸島海域におけるマチ類は、鹿児島県では熊毛・奄美海域、沖縄県では本島・先島周辺海域の水深100m以深の曾根で底魚一本釣漁業と底立はえ縄漁業によって漁獲される。

沖縄県では5トン以上の船舶を用いて行う底魚一本釣漁業は、他県漁船も含め知事の許可が必要な漁業と位置づけられている(表1参照)。

平成17年度(2005年度)から、関係県や関係漁業者等と連携・協力して保護区の設定、小型魚の保護などの漁獲努力量削減措置を実施している。

表1 沖縄県における底魚一本釣漁業許可件数 (単位: 隻)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
県内船	174	160	185	179	187	199
県外船	10	9	7	7	7	7
計	184	169	192	186	194	206

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
県内船	228	262	308	340	327
県外船	7	7	6	6	4
計	235	269	314	346	331

資料: 沖縄県からの報告による。

② 漁業形態

鹿児島、沖縄両県とも底魚一本釣漁業の多くは周年操業するが、時期によってソデイカ漁などの他種漁業との兼業も行われている。

また、底魚一本釣漁業でも操業形態や1航海あたりの操業日数に違いがあり、奄美群島や熊毛地区では日帰り操業が多く、沖縄諸島や先島諸島においては、5トン未満の小型漁船は2～3日、5トン以上の漁船では1週間程度の操業が主体である。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

南西諸島海域マチ類の資源管理については、沖縄県は保護区の設定に当たり沖縄海区漁業調整委員会が指示を発出して禁漁を公的に措置しており、鹿児島県は関係漁業

者の協力のもと自主的ルールとして実施している。

② 遊漁の現状

鹿児島、沖縄両県において、マチ類は遊漁の主対象とはなっていないが、沖縄県においては遊漁も含めた禁漁を沖縄海区漁業調整委員会指示により公的に措置しており、また、鹿児島県においては漁業者同様遊漁者にも協力を要請している。

4 広域資源管理方針の目標

対象資源の水準は低位で資源動向は横ばい・増加傾向にある。マチ類は成長が遅く、南西諸島海域全体への取り組みの効果発現には長期間を要することから、今後も保護区の設定等により、産卵親魚や小型魚の保護を推進し、資源量の維持・回復を図ることを目標とする。

5 広域資源管理のために講じる措置

漁獲努力量の削減措置

(1) 保護区の設定(図7～10、表2～4参照)

鹿児島県の周年保護区3区と期間保護区16区の計19区、沖縄県の周年保護区1区と期間保護区4区の計5区、方针对象海域全体で24保護区を設定する。

(2) 小型魚の保護

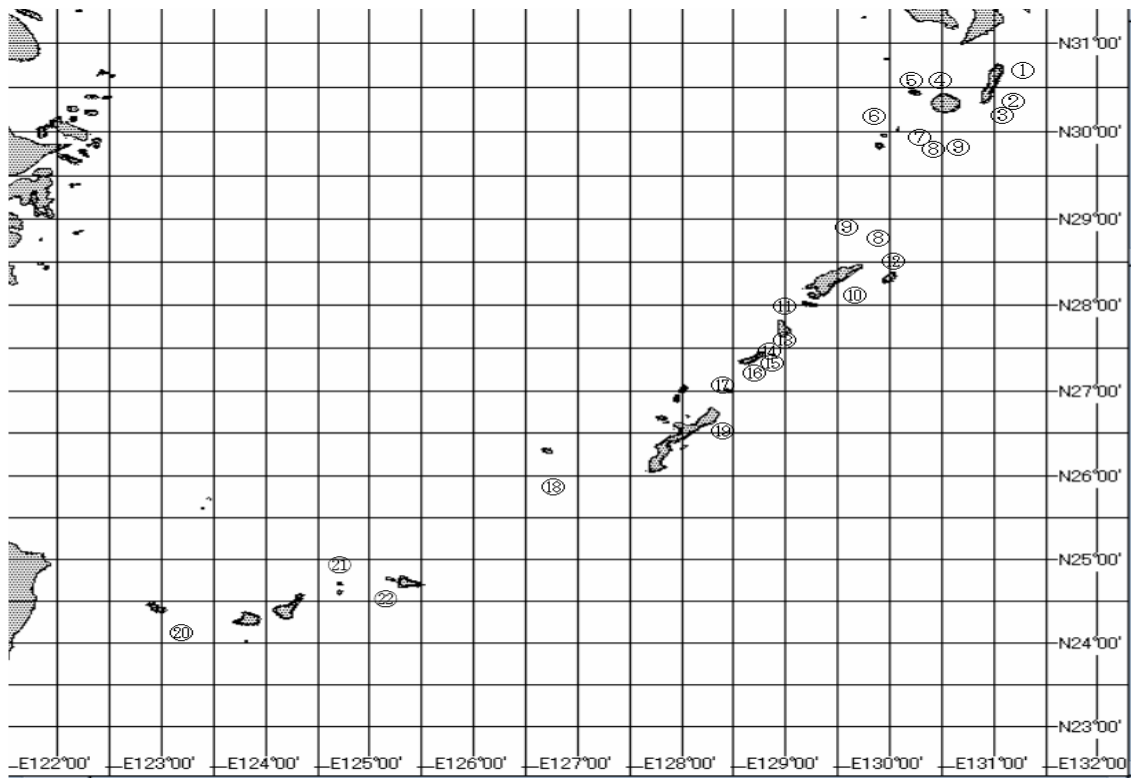
鹿児島海域(熊毛海域・奄美海域)における小型のハマダイが漁獲された場合の漁場移動、沖縄海域における尾叉長30cm未満のハマダイ、20cm未満のアオダイ、ヒメダイ及びオオヒメが釣れた場合の漁場移動あるいは釣針の水深の変更を実施する。

(3) その他

①鹿児島海域(熊毛海域・奄美海域)の期間保護区内におけるハマダイの専獲(漁獲可能な時期でも)を控える取組を実施する。

②上記措置以外に自主規制により取り組んでいる漁業・地区については、引き続き資源管理の取組が後退することのないように努める。

なお、対象資源の動向を勘案しつつ、必要に応じて休漁期間及び保護区域の追加あるいは効率化のための見直し等を検討していく。



①～⑭は保護区

図7 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針対象海域

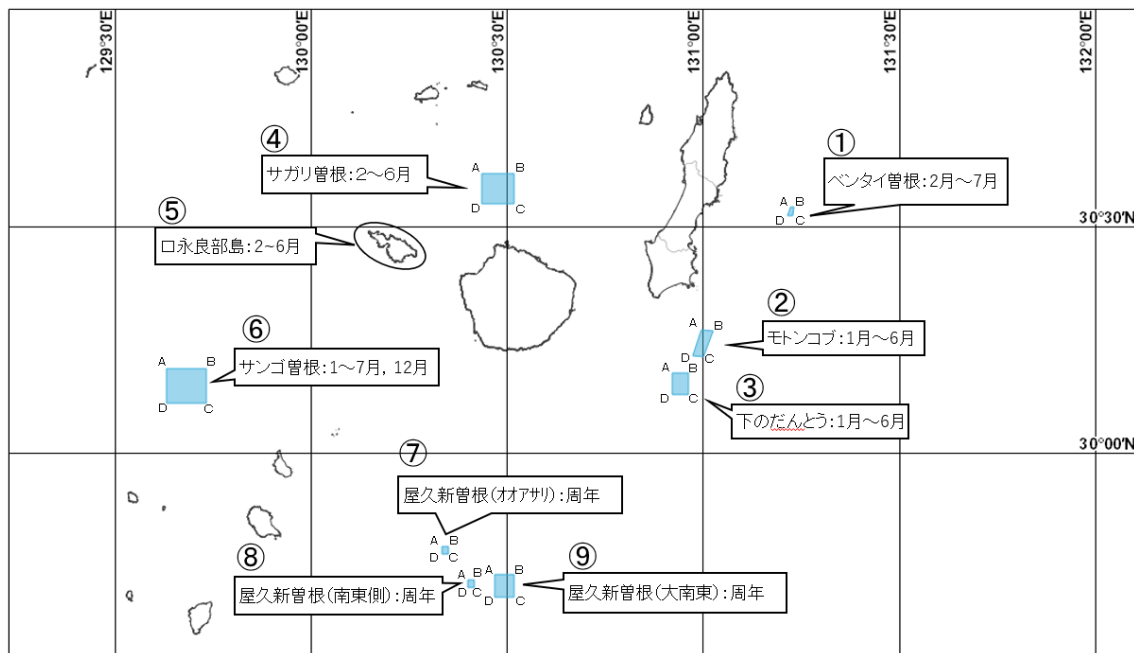


図8 鹿児島県熊毛海域の保護区

表2 鹿児島県熊毛海域の保護区

保護区 番号	漁協	地区名	保護区の曾根 名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護 期間	
①	種子島漁協・南種子町漁協	中種子 南種子	ペンタイ曾根	A	30	32.6	131	13.4	2～7 月	
				B	30	32.6	131	13.9		
				C	30	31.4	131	13.7		
				D	30	31.4	131	12.8		
②	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房	モトンコブ	A	30	16.3	130	59.59	1～6 月	
				B	30	16.2	131	1.5		
				C	30	12.8	131	0.0		
				D	30	13.0	130	58.4		
③	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房	下のだんとう	A	30	10.7	130	55.19	1～6 月	
				B	30	10.61	130	57.67		
				C	30	7.8	130	57.64		
				D	30	7.79	130	55.2		
④	屋久島漁協	上屋久	サガリ曾根	A	30	37.0	130	26.0	2～6 月	
				B	30	37.0	130	31.0		
				C	30	33.0	130	31.0		
				D	30	33.0	130	26.0		
⑤	屋久島漁協	上屋久 栗生	口永良部島	距岸1マイル以内					2～6 月	
⑥	屋久島漁協・指宿漁協	上屋久 安房 栗生 指宿岩本	サンゴ曾根	A	30	11.3	129	37.8	1～7 月 12月	
				B	30	11.3	129	43.9		
				C	30	6.7	129	43.9		
				D	30	6.7	129	37.8		
⑦	種子島漁協・南種子町漁協・屋久島漁協	中種子 南種子 安房 栗生	屋久新曾根 (オオアサリ)	A	29	47.7	130	19.9	周年	
				B	29	47.7	130	20.9		
				C	29	46.7	130	20.9		
				D	29	46.7	130	19.9		
⑧			屋久新曾根 (南東側)	A	29	43.2	130	23.9		
				B	29	43.2	130	24.9		
				C	29	42.2	130	24.9		
				D	29	42.2	130	23.9		
⑨				屋久新曾根 (大南東)	A	29	44.0	130		28.0
					B	29	44.0	130		31.0
					C	29	41.0	130		31.0
					D	29	41.0	130		28.0

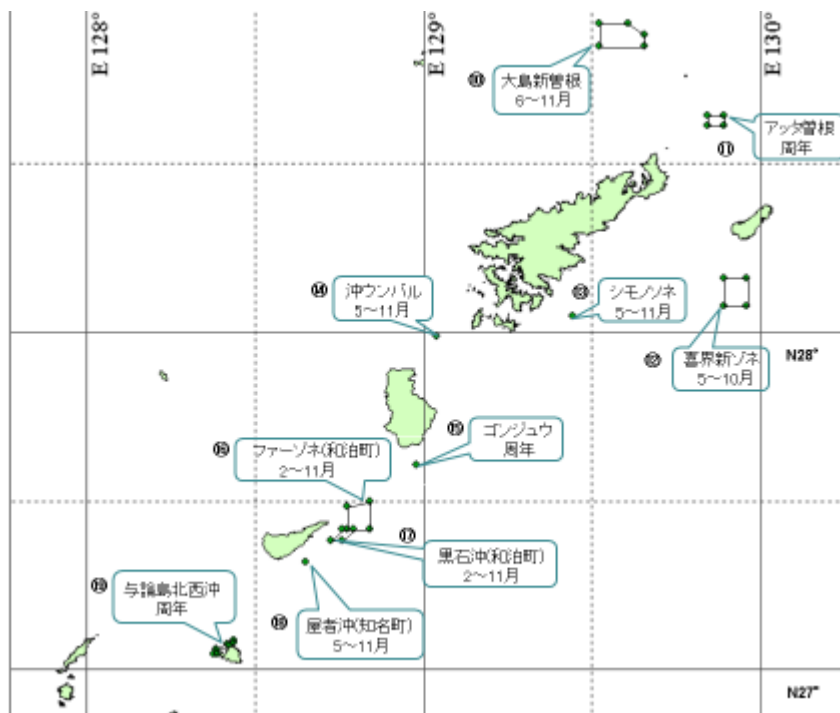


図 9 鹿児島県奄美海域の保護区

表 3 鹿児島県奄美海域の保護区

保護区 番号	漁協	地区名	保護区の曾 根名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護期 間
⑩	奄美漁協・名瀬漁 協・喜界島漁協	龍郷 笠利 名瀬 喜界島	大島新曾根	A	28	55.3	129	30.8	6～11 月
				B	28	55.3	129	35.9	
				C	28	53.3	129	38.9	
				D	28	51.2	129	38.9	
				E	28	51.2	129	30.8	
⑪			アッタ曾根	A	28	39.0	129	50.0	周年
				B	28	39.0	129	53.0	
				C	28	37.0	129	50.0	
				D	28	37.0	129	53.0	
⑫			喜界新ゾネ	A	28	10.0	129	53.0	5～10 月
				B	28	10.0	129	57.0	
				C	28	5.0	129	57.0	
				D	28	5.0	129	53.0	
⑬	瀬戸内漁協	瀬戸内	シモノソネ	中心とした 半径 500m	28	3.258	129	25.996	5～11 月

⑭	瀬戸内漁協・とくのしま漁協	瀬戸内徳之島	沖ウンバル	中心とした半径 1000m	27	59.587	129	1.678	5～11月
⑮	とくのしま漁協	徳之島	ゴンジュウ	中心とした半径 1000m	27	36.746	128	58.194	周年
⑯	沖永良部島漁協	沖永良部島	ファーズネ(和泊町)	A	27	29.2	128	45.8	2～11月
				B	27	30.2	128	49.9	
				C	27	25.2	128	49.9	
				D	27	25.2	128	45.8	
⑰			黒石沖(和泊町)	A	27	25.2	128	44.9	2～11月
				B	27	25.2	128	46.9	
				C	27	23.2	128	44.9	
				D	27	23.2	128	42.9	
⑱			屋者沖(知名町)	中心とした半径 0.6 マイル	27	19.5	128	38.5	5～11月
⑲	与論町漁協	与論	与論島北西沖	A	27	3.0	128	22.1	周年
				B	27	4.0	128	22.4	
				C	27	4.9	128	24.6	
				D	27	5.5	128	25.7	
				E	27	5.1	128	25.7	
				F	27	4.6	128	24.8	
				G	27	3.8	128	22.7	
				H	27	3.0	128	22.8	

(世界測地系)

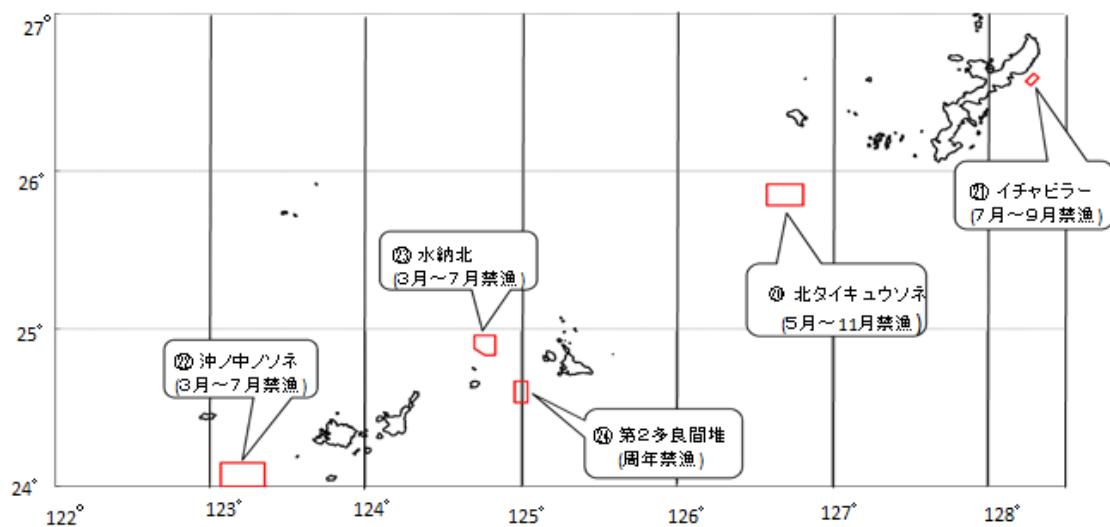


図 10 沖縄県沖縄海域の保護区

表 4 沖縄県沖縄海域の保護区

保護区番号	地区名	保護区の曽根名	地点名	緯度	緯度分	経度	経度分	保護期間
㊹	沖縄本島地区	北タイキウソネ	A	25	55.0	126	35.0	5～11月
			B	25	55.0	126	49.0	
			C	25	47.0	126	49.0	
			D	25	47.0	126	35.0	
㊺		イチャビラー (東村沖)	A	26	37.0	128	18.0	7～9月
			B	26	35.5	128	20.0	
			C	26	32.5	128	17.0	
			D	26	34.0	128	15.0	
㊻	先島地区	沖ノ中ノソネ	A	24	9.0	123	4.0	3～7月
			B	24	9.0	123	21.0	
			C	24	0.0	123	21.0	
			D	24	0.0	123	4.0	
㊼		水納北	A	24	57.5	124	42.0	3～7月
			B	24	57.5	124	50.0	
			C	24	50.0	124	50.0	
			D	24	50.0	124	46.0	
			E	24	52.5	124	42.0	
㊽		第2多良間堆 東	A	24	40.0	124	57.5	周年
			B	24	40.0	125	2.5	
			C	24	32.0	125	2.5	

			D	24	32.0	124	24.32	
--	--	--	---	----	------	-----	-------	--

(世界測地系)

6 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

本方針に基づく漁獲努力量の削減措置の実効性を担保するために、必要に応じて漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく漁業調整委員会指示をする。

7 広域資源管理の実施に伴う進行管理

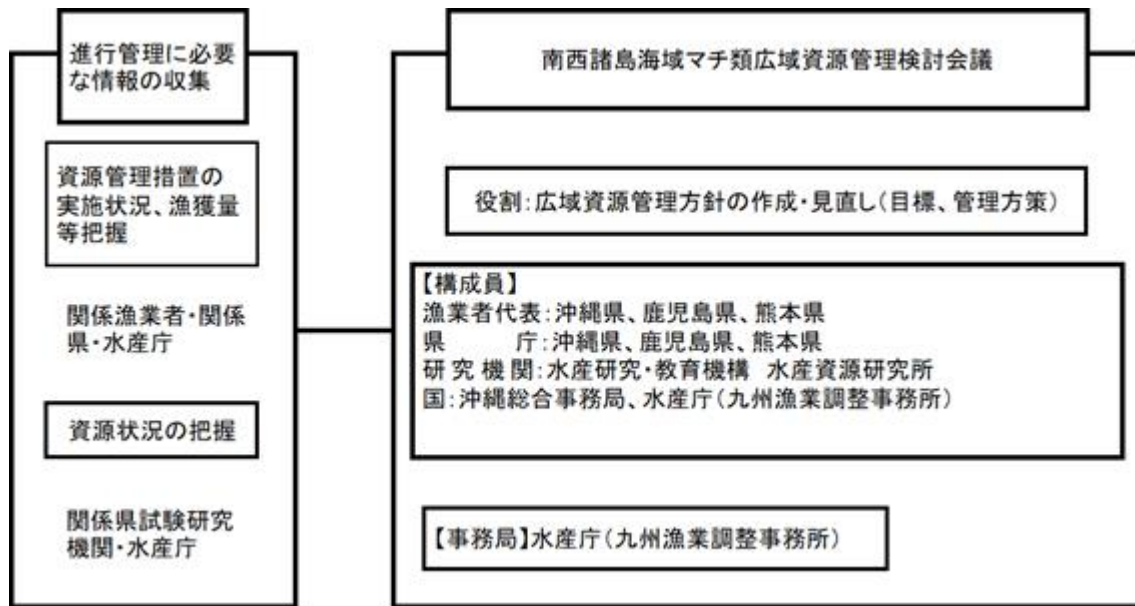
(1) マチ類広域資源管理検討会議の設置

- ① 南西諸島海域に広域に分布回遊するマチ類の広域資源管理を関係漁業者、関係県等が連携・協力して実施するため、関係県漁業者代表（関係県漁連）、関係県行政・研究機関、水産研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所が一堂に会して、資源水準、漁業経営等を踏まえた「広域資源管理方針」の検討、作成及び見直しを行うことを目的として「マチ類広域資源管理検討会議」を設置する。
- ② 構成員は、沖縄県、鹿児島県、熊本県及び関係県漁業者代表（関係県漁連）、水産研究・教育機構 水産資源研究所、沖縄総合事務局、九州漁業調整事務所とする。
- ③ 事務局は、九州漁業調整事務所とする。
- ④ 構成員以外の県等の会議出席については、本会議の構成員で協議する。

(2) 進行管理に必要な情報の収集

- ① 関係漁業者、関係県及び水産庁は、資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行う。
- ② 沖縄総合事務局、水産庁と関係県は連携して、資源状況の把握を行う。

(3) 進行管理に関する組織体制



8 広域資源管理方針の取扱い

- (1) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針は、関係県（関係漁連）間の合意文書とし、九州漁業調整事務所長を立会人とする。また、広域資源管理方針は、広域漁業調整委員会へ報告する。
- (2) 南西諸島海域マチ類広域資源管理方針は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までとし、必要に応じて見直しを行う。
- (3) 広域資源管理方針は、県資源管理方針に反映させる。